

平成17年4月1日制定

年間工事発注の平準化について

平成17年度より、従来の「早期発注」の取組みに加えて、明許繰越費という予算制度を活用した発注を進め、「工事の平準化」を図っています。

これにより、年度をまたがる発注も可能となるため、特に道路補修工事等において市民ニーズに迅速に対応できるようになり、同時に年度末の工事集中の緩和も期待できます。

また、受注の空白期であった2月から4月にかけても工事発注ができることから、事業者にとっても経営上のメリットがあります。空白期の反動で競争が激化する5月から7月にかけての競争の緩和も期待できます。